

平成 20 年 4 月 1 日施行  
令和 6 年 4 月 1 日改定

## 公的研究費不正防止計画について

不正発生の要因を把握し、不正防止に対応するため「不正防止計画」を以下のとおり策定し、公的研究費の不正防止に努めることとする。

### 1. 公的研究費の不正防止に向けた管理運営体制について 平成 20 年 4 月から、次に掲げる項目を実施する。

#### (1) 物品の検収について

- ① 10 万円以上の物品検収(備品)は、財務部職員が実施する。
- ② 10 万円未満の物品検収(消耗備品)は、学部、学科、センター等の事務職員が実施する。
- ③ その他、納入業者が直接教員(研究者)へ納品される物品検収(消耗品)は、学部、学科、センター等の事務職員が実施する。

#### (2) 旅費の事実確認について

出張の事実がない旅費請求、実際の日程より長い日程の旅費請求などの不正を防止するため、出張報告書に打合せの相手方の所属・氏名を、学会等参加の場合は、当日配布される資料の一部を添付させることとし、無作為抽出により出張の事実確認を行う。

#### (3) 学生等に支給する謝金の事実確認について

勤務実態のない謝金・賃金の請求、勤務時間の水増しなどの不正防止を行うため、従事者本人から直接、勤務日、勤務時間、勤務実態等の事実確認を行う。

#### (4) 告発を受入れる体制の整備について

不正行為を早期に発見・是正するために、コンプライアンス推進規則による窓口を活用する。

#### (5) 研修会の実施について

研究費の不正防止のマニュアルを作成し、研究費の不正防止に係る研修会を実施し、教員(研究者)に周知徹底を図る。

#### (6) 誓約書の徴収について

公的研究費に採択された教員(研究者)から、必要に応じて関係ルールを遵守する旨の誓約書を徴するものとする。

#### (7) 内部監査の実施について

公的研究費の適正な運用・管理を行うために、監査室による内部監査を行うものとする。